

# 中国向け輸出食品の製造等施設登録現地指導のご案内

令和7年6月5日  
一般財団法人新日本検定協会  
食品営業グループ

2022年1月、中国において「輸入食品海外製造企業登録管理規定（税関総署令第248号）が施行され、中国向け食品等の製造等施設は中国政府が運用する国際貿易シングルウィンドウへ施設情報等の登録申請を行うことが求められるようになりました。特に日本政府が中国政府に登録推薦をすることが求められる特定品目（いわゆる7条品目）については、中国の食品安全法規に基づく適切な衛生管理体制の構築と、そのことを示す資料の提出が求められており、中国の食品安全法規の理解と、要求に応じた資料作成が必要です。

弊会では施設が認定を受けるために必要な衛生管理体制の構築、提出資料の作成方法、食品安全に関する中国国家標準等をサポートするため、専門家による現地指導を実施します。

## 記

### 実施内容

専門家を現地に派遣し、施設登録の手続きの説明、ヒアリング、ウォークスルー、認定に必要な衛生管理体制の構築、資料の作成方法、関連する中国国家標準の解説等を行います。1回の訪問日数は1日です。現地指導終了後も電話・メール・オンライン等でアフターサポート・資料添削などを行い、申請提出まで一貫してサポートを継続します。

### 費用

現地指導料（1日）：110,000円（税込）＋旅費

※旅費には、弊会国内旅費規程に基づく新横浜駅を起点とした交通費実費、日当（2,000円／日、休日に出發の場合4,000円／日）、宿泊費（9,300円、宿泊を伴う出張の場合）を含みます。

### 申込み方法

下記 URL 及び QR コードより申し込みフォームを起動し、必要事項を入力の上、送信してください。折り返し担当者より日程調整等のご連絡をします。



<https://forms.office.com/r/qfHXcx2RW2>

以上

### お問い合わせ

一般財団法人新日本検定協会

食品営業グループ

横浜市港北区新横浜 2-12-13

TEL : 045-273-1408      Mail : sk-consult@shinken.or.jp